

評価基準

評価項目 及び 評価基準	評価基準	基準点					得点	
		評価						
		A	B	C	D	E		
		特に 優れている	優れている	普通	やや 不十分	不十分		
1 基本事項	(1) 事業目的の理解等	本事業の目的とともに受託者の役割を理解し、事業の提案をしているか。	5	4	3	2	1	5
	(2) 相談支援の実績等	①子ども・若者に係るまたは類似する相談支援業務の受託実績があり、安定して事業を実施した経験を有しているか。	5	4	3	2	1	
		②本市及び近隣市の学校、子ども・若者に係る関係機関・団体等と相談支援に関する連携実績を有しているか。	5	4	3	2	1	
	(3) 個人情報保護への対応等	①個人情報の取り扱い及びその管理に関するコンプライアンス規定等が整備されているか。	5	4	3	2	1	10
②本事業の運営において入手した個人情報の管理方法が具体的かつ明確に示されているか。		5	4	3	2	1		
計							25	
2 業務内容の提案	(1) 相談支援業務の実施	①相談業務の目的、対象、本市の広域性等を踏まえた複数の相談受付方法・時間帯について具体的な提案がされているか。	5	4	3	2	1	20
		②受け付けた相談（市が実施するSNS若者相談支援事業における相談を含む）の対応方針が示されているか。	5	4	3	2	1	
		③継続的な支援が必要と認められる対象者への支援方法、終了方針等について具体的な提案がされているか。	5	4	3	2	1	
		④緊急を要する相談に対する対応方針が提案されているか。	5	4	3	2	1	
	(2) 関係機関との連携の構築	①子ども・若者の支援に係る調整機能の役割を果たすために、学校、関係機関・団体等に対する本事業の具体的な周知方法を提案しているか。	5	4	3	2	1	15
		②浜松市若者支援地域協議会構成機関等関係機関との関係を強化し、円滑な相談引継ぎ、個別ケース検討会の活用等による連携支援体制を構築できるか。	5	4	3	2	1	
		③新たな協力者（機関・団体を含む）の開拓方法について、具体的に提案されているか。	5	4	3	2	1	
	(3) 事業の周知・広報等	①若者が親しみを持てる広報物（開設場所の案内看板、ウェブサイト、リーフレット、ポスター等）が作成できるか。	5	4	3	2	1	10
		②潜在的な対象者につながるための周知について提案がされているか。	5	4	3	2	1	
	(4) 実施体制	①業務を履行できる体制（人員、資格、経験等）となっているか。	5	4	3	2	1	20
		②本事業の履行にあたり、PDCAサイクルを回して業務の効率化を図ることが可能な組織体制を整備しているか。	5	4	3	2	1	
		③相談に対する適切な助言・指導、アセスメントの実施、支援方針の決定、ケースの進行管理等を行うことが可能な専門性のある職員を配置することができるか。	5	4	3	2	1	
④職員の資質向上のための取り組みの提案がされているか。		5	4	3	2	1		
計							65	
3 特定のテーマに 対する提案	〔テーマ〕より多くの若者の利用につながるために貴団体が取り組めること	①テーマについて、効果的かつ具体的な提案ができていないか。	5	4	3	2	1	10
		②提案が本事業において履行できる可能性はあるか。	5	4	3	2	1	
	計							10
4 その他	右記に該当する事業所の場合、評価配点合計の3%（複数の認証を受けていれば5%）加算	(1) 浜松市ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証 (2) 浜松市消防団協力事業所の認証 (3) 浜松市高齢者活躍宣言事業所の認証 (4) 健康経営優良法人の認定（経済産業省） (5) 浜松市外国人材活躍宣言事業所の認証 (6) 浜松市企業のCSR活動表彰	5		3			5
合 計							105	

提案者の順位決定方法

- 参加者が1者であっても本プロポーザルは成立するものとする。
- 提出された企画提案書およびヒアリングの内容等を評価基準に基づいて評価し、各評価委員の採点の合計点が最も高いものを受託候補者とする。
- 評価点の満点は735点とする。（評価委員1人あたりの点数105点×評価委員7人）
- 各評価委員の採点の合計点420点（60点×評価委員7人）を最低基準点とし、それ以上の点数を得た者の中から受託候補者を特定する。
- 点数が同点になった場合、評価基準1(2)における各評価委員の得点の合計が高いものを上位とする。

なお、この場合においても順位が決しない場合は別途評価委員による協議を行う。